

官報

号外

平成十年九月二十九日

○第四百十三回 衆議院會議録 第十四号

平成十年九月二十九日(火曜日)

議事日程 第十一号

平成十年九月二十九日

午後一時開議

第一 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等
に関する法律案(内閣提出)

第二 対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の
禁止並びに廃棄に関する条約の締結につ
いて承認を求めるの件

○本日の會議に付した案件

日程第一 対人地雷の製造の禁止及び所持の規
制等に関する法律案(内閣提出)

日程第二 対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移
譲の禁止並びに廃棄に関する条約の締結につ
いて承認を求めるの件

午後一時四分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより會議を開きま
す。

○議長(伊藤宗一郎君) 御報告することがありま
す。

永年在職議員として表彰された元議員中村重光
君は、去る五日逝去されました。まことに哀悼痛
惜の至りにたえません。

中村重光君に対する弔詞は、議長において去る
二十五日既に贈呈いたしております。これを朗読
いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議
をもつてその功勞を表彰され、さきに科学技術
振興対策特別委員長の要職にあたられた従三位
勲一等中村重光君の長逝を哀悼し、つつしんで
弔詞をささげます

日程第一 対人地雷の製造の禁止及び所持の
規制等に関する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、対人地雷の製

造の禁止及び所持の規制等に関する法律案を議題
といたします。
委員長の報告を求めます。商工委員長古賀正浩
君。

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関す
る法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔古賀正浩君登壇〕

○古賀正浩君 ただいま議題となりました法律案
につきまして、商工委員会における審査の経過及
び結果を御報告申し上げます。

本案は、対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲
の禁止並びに廃棄に関する条約の適確な実施を確
保するための措置を講じようとするものでありま
して、その主な内容は、

第一に、対人地雷の製造を禁止すること、
第二に、対人地雷の所持等を規制すること、
第三に、國際連合事務總長の指定する者が行う
検査の受け入れを義務づけること
などであります。

本案は、去る九月二十四日当委員会に付託さ
れ、翌二十五日与謝野通商産業大臣から提案理由
の説明を聴取した後、直ちに質疑を行い、採決の
結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべき
ものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしま
した。

日程第二 対人地雷の使用、貯蔵、生産及び
移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の締結
について承認を求めるの件

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二、対人地雷の使
用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関す
る条約の締結について承認を求めるの件を議題と
いたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長中馬弘毅
君。

対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並
びに廃棄に関する条約の締結について承認を
求めるの件及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔中馬弘毅君登壇〕

○中馬弘毅君 ただいま議題となりました対人地
雷禁止条約につきまして、外務委員会における審
査の経過及び結果を御報告申し上げます。

近年、地域紛争中に敷設された対人地雷のため
に、紛争中のみならず紛争終結後も一般市民が被
害者となる例が多く見られ、人道上の問題となっ
ているだけではなく、除去されずに放置されてい
る対人地雷の存在は、紛争終結後の復興にとって
大きな障害となっております。

國際社会においては、このような対人地雷の問
題が緊急に解決すべき課題として位置づけられ、

紛争終結後の対人地雷の除去活動や対人地雷の被害者への支援活動が強化されるとともに、対人地雷の使用の規制を強化するだけでなく、使用、生産、貯蔵等の禁止が重要であるとの認識が高まっています。

このような認識のもと、平成八年十月にオタワで開催された対人地雷に関する国際会議において、対人地雷禁止のための国際的な合意を可能な限り早期に成立させることを求めるオタワ宣言が採択されました。その後、いわゆるオタワ・プロセスの名のもとに、主要な推進国の主催により一連の会合が開催され、平成九年九月、オスロにおいて開催された対人地雷禁止条約の交渉のための国際会議において、本条約が採択されました。

本条約は、対人地雷の使用、生産、保有、貯蔵等の禁止及び廃棄の義務等について規定しており、その主な内容は、締約国は、対人地雷の使用、開発、生産、取得、貯蔵、保有及び移譲並びにこの条約によって禁止されている活動に対する援助、奨励及び勧誘を行わないこと、締約国は、貯蔵されている自国の対人地雷については条約の自国への効力発生後四年以内に、また自国内に敷設されている対人地雷については十年以内に廃棄することを約束すること等であります。

本件は、去る九月二十四日外務委員会に付託され、翌二十五日町村外務政務次官から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十三分散会

出席閣僚大臣

外務大臣 高村 正彦君
通商産業大臣 与謝野 馨君

○議長長の報告

(通知書受領)

一、去る二十五日、参議院議長から、次の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。

労働基準法の一部を改正する法律

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律

(意見書受領)

一、去る二十五日、人事院総裁中島忠能君から次の意見書を受領した。

国家公務員法第二十三条の規定に基づく国家公務員法の改正に関する意見

(政府委員承認)

一、去る二十四日、伊藤議長は、小淵内閣総理大臣申し出の次の者を、第四百三十三回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省アジア局長 阿南 惟茂

外務省北米局長 竹内 行夫

一、去る二十五日、伊藤議長は、小淵内閣総理大臣申し出の次の者を、第四百三十三回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房内閣外政審議室長 登 誠一郎

兼内閣総理大臣官房外政審議室長

一、昨二十八日、伊藤議長は、小淵内閣総理大臣申し出の次の者を、第四百三十三回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省総合外交政策局長 加藤 良三

外務省経済局長 大島正太郎

(政府委員任命)

一、去る二十四日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、二十四日議長において承認した阿南惟茂外一名を、同日第四百三十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る二十五日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、二十五日議長において承認した登誠一郎を、同日第四百三十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二十八日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、二十八日議長において承認した加藤良三外一名を、同日第四百三十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る二十四日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、第四百三十三回国会政府委員中左記のと

おり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

異動前の氏名

官職名

異動後の氏名

官職名

異動年月日

異動年月日

異動年月日

異動年月日

異動年月日

異動年月日

異動年月日

異動年月日

異動年月日

異動年月日

異動年月日

異動年月日

異動年月日

異動年月日

異動年月日

異動年月日

異動年月日

異動年月日

異動年月日

異動年月日

異動年月日

異動年月日

異動年月日

異動年月日

異動年月日

異動年月日

異動年月日

異動年月日

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
議院運営委員

辞任

補欠

江崎 鐵磨君	一川 保夫君
島山健治郎君	前島 秀行君
一川 保夫君	江崎 鐵磨君
前島 秀行君	島山健治郎君

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
外務委員

辞任

補欠

野呂田芳成君	小坂 憲次君
深谷 隆司君	岸本 光造君
岸本 光造君	深谷 隆司君
小坂 憲次君	野呂田芳成君

商工委員

辞任

補欠

奥田 幹生君	小野寺五典君
河本 三郎君	江渡 隆徳君
中山 太郎君	矢上 雅義君
牧野 隆守君	原田 義昭君
山口 泰明君	滝 実君
川内 博史君	近藤 昭一君
島津 尚純君	吉田 治君
渡辺 周君	古川 元久君
坂口 力君	富田 茂之君
中野 清君	並木 正芳君
小池百合子君	江崎 鐵磨君
江渡 隆徳君	河本 三郎君
小野寺五典君	奥田 幹生君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員

辞任

補欠

田中 和徳君	渡辺 喜美君
宮路 和明君	蓮実 進君
辻 一彦君	小林 守君
旭道山和泰君	青山 二三君
蓮実 進君	宮路 和明君
渡辺 喜美君	田中 和徳君
小林 守君	辻 一彦君
青山 二三君	旭道山和泰君

一、去る二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
(議案提出)

辞任

補欠

前田 正君	山本 孝史君
土井たか子君	中川 智子君
山本 孝史君	小林 守君
齊藤 鉄夫君	前田 正君
中川 智子君	土井たか子君

安全保障委員

辞任

補欠

河井 克行君	八代 英太君
岸本 光造君	倉成 正和君
阪上 善秀君	能勢 和子君
吉川 貴盛君	田中 和徳君
岡田 克也君	藤田 幸久君
倉成 正和君	岸本 光造君
田中 和徳君	吉川 貴盛君
能勢 和子君	阪上 善秀君
八代 英太君	河井 克行君
幸久君	岡田 克也君

(議案通知書受領)

一、去る二十五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

労働基準法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会内閣提出、本院継続審査)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、参議院送付、本院継続審査)

検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会内閣提出、参議院送付、本院継続審査)

(質問書提出)

(質問書受領)

一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
死刑制度等内閣の姿勢に関する質問主意書(保坂展人君提出)
新潟県国立療養所厚瀉病院精神科患者望見死事件等精神保健福祉法違反事件に関する質問主意書(坂上富男君提出)
(答弁書受領)

(答弁書受領)

一、去る二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員福島豊君提出健康な居住環境を実現するためのバックアップシステムに関する質問主意書

質問 第八号

提出者 福島 豊

健康な居住環境を実現するためのバックアップシステムに関する質問主意書

提出者 福島 豊

提出者 福島 豊

提出者 福島 豊

提出者 福島 豊

提出者 福島 豊

提出者 福島 豊

提出者 福島 豊

提出者 福島 豊

提出者 福島 豊

提出者 福島 豊

提出者 福島 豊

提出者 福島 豊

提出者 福島 豊

提出者 福島 豊

健康的な居住環境を実現するためのバックアップシステムに関する質問主意書

シックハウス症候群と一般に呼ばれる、高気密で様々な化学物質を多用する現代の住宅において発生をみている健康被害の増加が近年指摘されている。政府においてはすでに平成七年より厚生省において「快適で健康的な住宅に関する検討会議（以下検討会議）」が設置され、平成十年八月五日にはその報告書が提出された。また、建設省を中心に、通産省、厚生省、林野庁も参加して行われた「健康住宅研究会」も平成八年から開始され、平成十年三月には報告書が提出された。しかし、ガイドライン等が提示されても果たしてそれがどれほど遵守されるのか、実効性はどうかなど様々な懸念が示されている。本主意書では「検討会議」報告書で提示された諸点を踏まえ質問する。

1 検討会議報告書では「健康的な居住環境を実現するためのバックアップシステム」という言葉で相談・支援システムが示されている。具体的には人口数千人から十万人に一個所ぐらいを目標に、地域の医療・保健・福祉・建築の関係者で構成される相談機関を設置し、行政では保健所・福祉事務所等が対応するとなっている。しかし、現実には、限られた人的資源の中で、このような相談機関が設置できるのか、また、実際の活動量を確保することができているのか、またその財政的な裏付けはどのようなものになるのかは、はなはだ不明確である。具体的な運用のあり方について政府の考えをお示し頂きたい。

2 検討会議報告書では、相談を受けた後の、対応について明確に示されていない、実際に、相談後、室内の化学物質汚染等の評価はどのような方法で行われるのか、また、不適切な建築がなされ

ている場合の施工業者に対する改善の要求、健康被害があった場合の求償の問題、また健康被害に対する対応など具体的などのような対応がなされることとなるのか政府の認識を示されたい。

3 種々のガイドラインが政府から示されたが、果たしてそれに対応した住宅が建設されるのか懸念がある。一定の期間を定め、施行状況等についての調査を行い、必要があればガイドラインから更に進んで法的な規制も検討すべきと考えるが、政府の今後の取組みについての考えを明らかにされたい。

内閣衆質一四三第八号
平成十年九月二十五日

内閣総理大臣 小淵 恵三

衆議院議長 伊藤 宗一郎 殿

衆議院議員福島豊君提出健康的な居住環境を実現するためのバックアップシステムに関する質問に対する答弁書

（別紙）

衆議院議員福島豊君提出健康的な居住環境を実現するためのバックアップシステムに関する質問に対する答弁書

1 について

御指摘の健康的な居住環境を実現するためのバックアップシステムは、厚生省生活衛生局に設置した学識経験者等の専門家からなる快適で健康的な住宅に関する検討会議の報告書（以下「検討会議報告書」という。）において、快適で健康的な居住環境を実現するための施策として提示された①健康的な居住環境についての情報及び

知識の普及、②居住環境に関するチェックシステム並びに③集合住宅に特有の問題に関する相談事業の内容を実施する場合の一つの例として示されているものである。

お尋ねの相談及び支援システムの具体的運用の在り方については、検討会議報告書を参考として、都道府県等の判断により、現行制度の中で関係する行政機関等の活動として検討されるものと考えている。

2 について

御指摘の室内の化学物質汚染等の評価については、室内の化学物質による健康被害についての相談事例の中には、室内空気中における化学物質の汚染の状況の測定及び評価が困難なものも見られることから、厚生省においては、現在、室内空気中の化学物質の測定方法及び評価方法について、厚生科学研究費補助金により研究を推進しているところであり、その成果を踏まえ、測定方法及び評価方法の普及及び啓発に努めてまいりたい。

お尋ねの不適切な建築がなされたことによる健康被害があった場合の措置については、契約に基づく瑕疵担保責任又は不法行為責任の要件を満たすのであれば、被害者から施工業者への損害賠償請求等は可能であると考えている。

しかしながら、室内の化学物質による健康被害については、化学物質汚染等の健康に与える影響の程度には個人差があること、その影響を予見することが困難な場合もあることから、健康被害の発生があったことのみをもって直ちに住宅の施工業者等が責めを負うとすることには困難な面もあるものと認識している。

なお、健康被害に対する具体的な対応としては、現在、健康被害を受けた消費者からの相談や苦情の処理等を図るため、関係行政機関及び関係団体において、被害相談の受付、解決のためのあせせん等を実施しているところである。

3 について

御指摘のガイドラインに対応した住宅の建設については、検討会議報告書、御指摘の健康住宅研究会が取りまとめた「設計・施工ガイドライン」等を踏まえ、今後、施工業者等による室内の化学物質による汚染対策への取組状況や関連する苦情の受付状況等について、関係団体の協力を得つつ、その把握に努めるとともに、科学的知見の収集に努め、必要かつ適切な措置を講じてまいりたい。

（答弁通知書受領）

一、去る二十五日、内閣から衆議院議員中川智子君外一名提出ダイオキシン汚染と国の対策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年十一月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案

右
国会に提出する。

平成十年九月二十四日

内閣総理大臣 小淵 恵三

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 対人地雷の製造の禁止(第三条)
- 第三章 対人地雷の所持等の規制(第四条―第十五条)
- 第四章 国際連合事務総長の指定する者の検査等(第十六条)
- 第五章 雑則(第十七条―第二十一条)
- 第六章 罰則(第二十二条―第二十八条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約(以下「条約」という。)の適確な実施を確保するため、対人地雷の製造を禁止するとともに、対人地雷の所持を規制する等の措置を講ずることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「対人地雷」とは、人の存在、接近又は接触によって爆発するように設計された地雷をいう。

第二章 対人地雷の製造の禁止

(製造の禁止)

第三条 何人も、対人地雷を製造してはならない。

第三章 対人地雷の所持等の規制

(所持の禁止)

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、対人地雷を所持してはならない。

一 次条第一項の許可を受けた者(以下「許可所持者」という。)が、同項の許可(第八条第一項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの)に係る対人地雷を所持するとき。

二 第十条第一項の輸入の承認を受けた者(以下「承認輸入者」という。)が、その輸入した対人地雷を許可所持者に譲り渡すまでの間所持するとき。

三 第十一条第一項の規定により対人地雷を廃棄し、又は引き渡すまでの間所持するとき。

四 前三号に掲げる者から運搬を委託された者が、その委託に係る対人地雷を当該運搬のために所持するとき。

五 前各号に掲げる者の従業者が、その職務上対人地雷を所持するとき。

(所持の許可)

第五条 対人地雷を所持しようとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、前条第二号、第四号又は第五号に掲げる者がそれぞれ同条第二号、第四号又は第五号に規定する所持をしようとする場合は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 所持しようとする対人地雷の型式及びその数量

三 所持の目的及び方法

四 その他通商産業省令で定める事項(欠格事由)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

二 第九条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

三 他の法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者で、その情状が対人地雷の所持をする者として不適当なもの

四 禁治産者

五 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(所持の許可の基準)

第七条 通商産業大臣は、第五条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 対人地雷が条約で認められた目的のために所持されることが確実であること。

二 その他条約の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

(変更の許可等)

第八条 許可所持者は、第五条第二項第三号に掲

げる事項を変更しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 許可所持者は、第五条第二項第一号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 前条の規定は、第一項の許可に準用する。

(所持の許可の取消し)

第九条 通商産業大臣は、許可所持者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

一 第六条第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 不正の手段により第五条第一項又は前条第一項の許可を受けたとき。

三 前条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けずに変更したとき。

四 第十二条第一項の規定により第五条第一項又は前条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

(輸入の承認及び制限)

第十条 対人地雷を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

2 前項の輸入の承認は、許可所持者からその許可に係る対人地雷の輸入の委託を受けた者がその委託に係る対人地雷を輸入する場合、又は許可所持者自身がその許可に係る対人地雷を輸入する場合でなければ、これを行わないものとする。

(廃棄等)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる者が対人地雷を所持しているときは、その者は、遅滞なく、その対人地雷(第一号に該当する場合にあっては、所持することを要しなくなった部分に限る。)を廃棄し、又は当該対人地雷について新たに許可所持者となつた者に引き渡さなければならない。

- 一 許可所持者が、その許可に係る対人地雷の全部又は一部について所持することを要しなくなったとき。
- 二 許可所持者が、第九条の規定によりその許可を取り消されたとき。
- 三 承認輸入者が、許可所持者に譲り渡すために対人地雷の輸入をした場合において、その許可所持者がその対人地雷を譲り受ける前に、第九条の規定によりその許可を取り消されたとき。

2 前項の規定により対人地雷を廃棄し、又は引き渡さなければならない者(以下「廃棄等義務者」という。)が、当該対人地雷を廃棄しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、廃棄する対人地雷の型式及びその数量を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 廃棄等義務者が、当該対人地雷を引き渡したときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(許可の条件)

第十二条 第五条第一項又は第八条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、条約の適確な実施を確保し、又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(承継)

第十三条 許可所持者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、許可所持者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可所持者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(所持の届出)

第十四条 許可所持者又は承認輸入者は、対人地雷を所持することとなつたときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(帳簿)

第十五条 許可所持者は、帳簿を備え、その所持に係る対人地雷に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

第四章 国際連合事務総長の指定する者の検査等

(国際連合事務総長の指定する者の検査等)

第十六条 国際連合事務総長が条約の定めるところにより指定する者は、外務大臣の指定するその職員及び通商産業大臣の指定するその職員の立会いの下に、条約で定める範囲内で、対人地雷を取り扱う場所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

2 前項の規定により検査又は質問に立ち会ふ職員は、当該検査又は質問が条約の範囲内で、適確かつ円滑に行われることを確保するよう努めなければならない。

3 第一項の規定により検査又は質問に立ち会ふ職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第五章 雑則

(報正徴収)

第十七条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、許可所持者、承認輸入者又は廃棄等義務者に対し、その業務に関し報告させることができる。

2 通商産業大臣は、国際連合事務総長から条約の定めるところにより要請があつた場合にあつては、国際連合事務総長に対して説明を行うために必要な限度において、対人地雷を取り扱う者その他の者に対し、その要請に係る事項に関し報告させることができる。

(立入検査)

第十八条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可所持者、承認輸入者又は廃棄等義務者の事務所、工場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(自衛隊についての特例)

第十九条 自衛隊が行う条約で定められた目的のための対人地雷の所持は、次条の規定により読み替えられた第五条第一項又は第八条第一項の承認を受けたものとみなす。

2 第十七条第二項の規定は、前項の規定により所持の承認を受けたものとみなされた対人地雷に係る事項については、適用しない。

3 国際連合事務総長が条約の定めるところにより指定する者が自衛隊の施設に立ち入り、検査又は質問を行う場合には、第十六条第一項中「通商産業大臣」とあるのは、「防衛庁長官」とする。

(国に対する適用)

第二十条 この法律の規定は、次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」と読み替へるものとする。

(経過措置)

第二十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 罰則

第二十二条 第三条の規定に違反した者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。
第二十三条 対人地雷をみだりに所持した者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第二十四条 前二条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一 第八条第一項の規定に違反して第五条第二

項第三号に掲げる事項を変更した者
二 第十一条第一項の規定に違反した者

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第十一条第二項の規定による届出をしない

で対人地雷を廃棄した者又は虚偽の届出をした者
二 第十一条第三項又は第十四条の規定による

届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三 第十五条第一項の規定に違反して帳簿を備

えず、又は帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
四 第十五条第二項の規定に違反して帳簿を保

存しなかった者
五 第十六条第一項の規定による検査を拒み、

妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
六 第十七条の規定による報告をせず、又は虚

偽の報告をした者
七 第十八条第一項の規定による検査を拒み、

妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十三条の罪を犯し、又は第二十二條若しくは前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
第二十八条 第八条第二項又は第十三条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。
(経過措置)

第二条 この法律の施行の際対人地雷を所持している者は、この法律の施行の日から三十日を経過するまでの間(以下「猶予期間」という。)に第五条第一項の許可の申請をしなかつた場合にあっては猶予期間の経過後遅滞なく、猶予期間に申請した同項の許可を拒否された場合にあってはその処分後遅滞なく、その所持する当該対人地雷を廃棄しなければならぬ。

2 この法律の施行の際対人地雷を所持している者は、次に掲げる期間は、第四条の規定にかかわらず、その対人地雷を所持することができ、その者の従業者がその職務上所持する場合及びその者から運搬を委託された者(その従業者を含む。)がその委託に係る対人地雷を当該運搬のために所持する場合も、同様とする。
一 猶予期間
二 猶予期間に於て第五条第一項の許可の申請

についての処分があるまでの間

三 前項の規定により廃棄するまでの間
3 第十一条第二項の規定は、この法律の施行の際対人地雷を所持する者がその対人地雷を廃棄する場合に準用する。

4 前三項の規定は、この法律の施行の際自衛隊が所持する対人地雷については、適用しない。
第三条 前条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前条第三項において準用する第十一条第二項の規定による届出をしないで対人地雷を廃棄した者又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金刑を科する。
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

(火薬類取締法の一部改正)
第五条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。
第三条に次のただし書を加える。
ただし、対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成十年法律第百四十五号)の二に規定する対人地雷の製造の業を営もうとする者は、この限りでない。
(武器等製造法の一部改正)
第六条 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。
第二条第三号中「銃砲弾」の下に「及び対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成十年法律第百四十五号)第二号に規定する対人地雷」を加える。
(通商産業省設置法の一部改正)
第七条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第四条第七十三号の二の次に次の一号を加える。
七十三の三 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成十年法律第百四十五号)の施行に關すること。

理 由

対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の適確な実施を確保するため、対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約(以下「条約」という。)の適確な実施を確保するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法律の目的
この法律は、条約を適確に実施するため、対人地雷の製造を禁止するとともに、対人地雷の所持を規制する等の措置を講ずることとを目的とする。

平成十年九月二十九日 衆議院會議録第十四号

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案及び同報告書 対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

八

2 対人地雷の定義

「対人地雷」とは、人の存在、接近又は接触によって爆発するように設計された地雷をいう。

3 対人地雷の製造の禁止

何人も、対人地雷を製造してはならない。

4 対人地雷の所持等の規制

(一) 何人も、一定の場合を除いては、対人地雷を所持してはならない。

(二) 対人地雷を所持しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

(三) 通商産業大臣は、一定の場合において、所持の許可を取り消すことができる。

(四) 対人地雷を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法の承認を受けなければならない。

(四) 通商産業大臣の許可又は承認を受けた者は、対人地雷を所持することとなったときは、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

5 国際連合事務総長の指定する者の検査等

国際連合事務総長が条約に定めるところにより指定する者は、条約で定める範囲内で、対人地雷を取り扱う場所その他に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

6 罰則

所要の罰則について必要な規定を設ける。

7 施行期日等

(一) この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(二) 所要の規定の整備を行うとともに、その他所要の経過措置等について定める。

二 議案の可決理由

本議案は、対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の適確な実施を確保するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十年九月二十五日

商工委員長 古賀 正浩

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成十年九月二十四日

内閣総理大臣 小淵 恵三

対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件

対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

理由

この条約は、対人地雷の使用、生産、保有、移譲等の禁止及び廃棄の義務について規定し、あわ

せて条約上の義務の実施を確保するための事実調査制度等について規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、対人地雷の全面的禁止に向けた国際協力を促進するとの見地から有意義であると認められる。よって、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約

前文

締約国は、

毎週数百人の人々、主として罪のないかつ無防備な文民、特に児童を殺し又はその身体に障害を与え、経済の発展及び再建を妨げ、難民及び国内の避難民の帰還を阻止しその他の深刻な結果をその敷設後長年にわたってもたらす対人地雷によって引き起こされる苦痛及び犠牲を終止させることを決意し、

世界各地に敷設された対人地雷を除去するという目標に取り組み及びこれらの対人地雷の廃棄を確保することに効果的なかつ調整の図られた方法で貢献するために全力を尽くすことが必要であると確信し、

地雷による被害者の治療及びリハビリテーション(社会的及び経済的復帰を含む)に係る援助の提供に全力を尽くすことを希望し、

対人地雷の全面的禁止は信頼の醸成についての重要な措置にもなることを認識し、

制限に関する条約に附属する千九百九十六年五月三日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書の採択を歓迎し、また、同議定書を締結していないすべての国による同議定書の早期の締結を要請し、

また、対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲を禁止する国際的な合意であって、効果的なかつ法的拘束力のあるものを精力的に追求するようすべての国に要請している千九百九十六年十二月十日の国際連合総会決議第四十五号(第五十一回会期)を歓迎し、

更に、対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲を禁止し、制限し又は停止するためにこの数年間にわたって、一方的に及び多数国間においてとられた措置を歓迎し、

対人地雷の全面的禁止の要請に示された人道の諸原則の推進における公共の良心の役割を強調し、また、このために国際赤十字・赤新月運動、「地雷廃絶国際キャンペーン」その他の世界各地にある多数の非政府機関が行っている努力を認識し、

対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲を禁止する国際的なかつ法的拘束力のある合意について交渉することを国際社会に要請している千九百九十六年十月五日のオタワ宣言及び千九百九十七年六月二十七日のブラッセル宣言を想起し、

すべての国によるこの条約への参加を奨励することが望ましいことを強調し、また、すべての関連する場、特に国際連合、軍縮会議、地域的機関及び集団並びに過度に被害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の検討のための会

議において、この条約の普遍化を促進するために精力的に努力することを決意し、

武力紛争の当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は無制限ではないという国際人道法の原則、武力紛争においてその性質上過度の傷害又は無用の苦痛を与える兵器、投射物及び物質並びに戦闘の方法を用いることは禁止されているという原則並びに文民と戦闘員とは区別されなければならないという原則に立脚して、次のとおり協定した。

第一条 一般的義務

1 締約国は、いかなる場合にも、次のことを行わないことを約束する。

- (a) 対人地雷を使用すること。
- (b) 対人地雷を開発し、生産し、生産その他の方法によって取得し、貯蔵し若しくは保有し又はいづれかの者に対して直接若しくは間接に移譲すること。
- (c) この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いづれかの者に対して、援助し、奨励し又は勧誘すること。

2 締約国は、この条約に従ってすべての対人地雷を廃棄し又はその廃棄を確保することを約束する。

第二条 定義

1 「対人地雷」とは、人の存在、接近又は接触によって爆発するように設計された地雷であって、一人若しくは二人以上の者の機能を著しく害し又はこれらの者を殺傷するものをいう。人ではなく車両の存在、接近又は接触によって起爆するように設計された地雷で処理防止のため

の装置を備えたものは、当該装置を備えているからといって対人地雷であるとはされない。

2 「地雷」とは、土地若しくは他の物の表面に又は土地若しくは他の物の表面の下方若しくは周辺に敷設されるよう及び人又は車両の存在、接近又は接触によって爆発するように設計された弾薬類をいう。

3 「処理防止のための装置」とは、地雷を保護することを目的とする装置であって、地雷の一部を成し若しくは地雷に連接され若しくは取り付けられ又は地雷の下に設置され、かつ、地雷を処理その他の方法で故意に妨害しようとする動作するものをいう。

4 「移譲」とは、対人地雷が領域へ又は領域から物理的に移動し、かつ、当該対人地雷に対する権原及び管理が移転することをいう。ただし、対人地雷の敷設された領域の移転に伴って生ずるものを除く。

5 「地雷敷設地域」とは、地雷の存在又は存在の疑いがあることにより危険な地域をいう。

第三条 例外

1 第一条の一般的義務にかかわらず、地雷の探知、除去又は廃棄の技術の開発及び訓練のための若干数の対人地雷の保有又は移譲は、認められる。その総数は、そのような開発及び訓練のために絶対に必要な最少限度の数を超えてはならない。

2 廃棄のための対人地雷の移譲は、認められる。

第四条 貯蔵されている対人地雷の廃棄

締約国は、前条に規定する場合を除くほか、自国が所有し若しくは占有する又は自国の管轄若し

くは管理の下にあるすべての貯蔵されている対人地雷につき、この条約が自国について効力を生じた後できる限り速やかに、遅くとも四年以内に、廃棄し又はその廃棄を確保することを約束する。

第五条 地雷敷設地域における対人地雷の廃棄

1 締約国は、自国の管轄又は管理の下にある地雷敷設地域におけるすべての対人地雷につき、この条約が自国について効力を生じた後できる限り速やかに、遅くとも十年以内に、廃棄し又はその廃棄を確保することを約束する。

2 締約国は、自国の管轄又は管理の下にあり、かつ、対人地雷が敷設されていることが知られ又は疑われているすべての地域を特定するためにあらゆる努力を払うものとし、自国の管轄又は管理の下にある地雷敷設地域におけるすべての対人地雷につき、当該地雷敷設地域におけるすべての対人地雷が廃棄されるまでの間文民を効果的に排除することを確保するためこれらの地域の外縁を明示し並びにこれらの地域を監視し及び囲いその他の方法によって保護すること

をできる限り速やかに確保する。その外縁の表示は、少なくとも、過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがありと認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する千九百九十六年五月三日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書に定める基準に従ったものとする。

3 締約国は、1のすべての対人地雷について1に規定する期間内に廃棄し又はその廃棄を確保

することができないと認める場合には、当該対人地雷の廃棄の完了の期限を最長十年の期間延長することについて締約国会議又は検討会議に対して要請を行うことができる。

4 3の要請には、次の事項を含める。

- (a) 延長しようとする期間
- (b) 延長の理由についての詳細な説明(次の事項を含む)。
- (i) 国の地雷除去計画によって行われる作業の準備及び状況
- (ii) 自国がすべての対人地雷を廃棄するため利用可能な財政的及び技術的手段
- (iii) 自国による地雷敷設地域におけるすべての対人地雷の廃棄を妨げる事情
- (c) 延長から生ずる人道上の、社会的な、経済的な及び環境上の影響
- (d) 延長の要請に関するその他の情報

5 締約国会議又は検討会議は、4に規定する要素を考慮の上、期間延長の要請を評価し、出席しかつ投票する締約国の票の過半数による議決で当該要請を認めるかどうかを決定する。

6 延長は、3から5までの規定を準用して新たな要請を行うことによつて更新することができる。

締約国は、新たな期間延長を要請するに当たり、その前の期間延長においてこの条の規定に従って実施してきたことについての関連する追加的な情報を提出する。

第六条 国際的な協力及び援助

1 締約国は、この条約に基づく義務を履行するに当たり、実現可能な場合には、可能な限りにおいて他の締約国の援助を求め及び受ける権利を有する。

平成十年九月二十九日 衆議院會議録第十四号

対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

一〇

2 締約国は、この条約の実施に関連する装置、

資料並びに科学的な及び技術に関する情報を可能な最大限まで交換することを容易にすることを約束するものとし、また、その交換に参加する権利を有する。締約国は、地雷の除去のための装置及び関連する技術に関する情報の人道的目的のための提供に關して不当な制限を課してはならない。

3 締約国は、可能な場合には、地雷による被害者の治療、リハビリテーション並びに社会的及び経済的復帰並びに地雷についての啓発計画のための援助を提供する。この援助は、特に、国際連合及びその関連機関、国際的、地域的若しくは国の機関、赤十字国際委員会、各国の赤十字社及び赤新月社、国際赤十字・赤新月社連盟若しくは非政府機関を通じて又は二国間で提供することができる。

4 締約国は、可能な場合には、地雷の除去及び関連する活動のための援助を提供する。この援助は、特に、国際連合及びその関連機関、国際的若しくは地域的機関若しくは非政府機関を通じて、二国間で又は「地雷の除去を援助するための任意の国際連合信託基金」若しくは他の地雷の除去に対処する地域的な基金に拠出することによって提供することができる。

5 締約国は、可能な場合には、貯蔵されている対人地雷の廃棄のための援助を提供する。

6 締約国は、国際連合及びその関連機関に設置される地雷の除去に関するデータベースに対し

て情報(特に、地雷の除去のための各種の方法及び技術に関する情報並びに地雷の除去に関する専門家、専門的な機関又は自国の連絡先の名簿)を提供することを約束する。

7 締約国は、国際連合、地域的機関、他の締約国その他適当な政府間又は民間の場に対し、特に次の事項を定める地雷除去計画の策定に当たって自国の当局への援助を要請することができる。

(a) 対人地雷に関する問題の程度及び範囲
(b) 当該地雷除去計画の実施に必要な資金、技術及び人的資源
(c) 自国の管轄又は管理の下にある地雷敷設地域におけるすべての対人地雷の廃棄のために必要であると見込まれる年数
(d) 地雷による傷害又は死亡の発生を減少させるための地雷についての啓発活動
(e) 地雷の被害者への援助
(f) 自国の政府と当該地雷除去計画の実施に当たる政府機関、政府間機関又は非政府機関との関係

8 この条の規定により援助を提供する締約国及び当該援助を受ける締約国は、合意された援助計画の完全かつ迅速な実施を確保するために協力する。

第七條 透明性についての措置
1 締約国は、次の事項につき、国際連合事務総長に対し、この条約が自国について効力を生じ

た後できる限り速やかに、遅くとも百八十日以内に報告する。
(a) 第九条にいう国内の実施措置
(b) 自国が所有し若しくは占有する又は自国の管轄若しくは管理の下にあるすべての貯蔵されている対人地雷の総数並びに貯蔵されている対人地雷の型式ごとの数量及び可能な場合には型式ごとのロット番号の内訳
(c) 可能な場合には、自国の管轄又は管理の下にあり、かつ、対人地雷が存在する又は存在の疑いがあるすべての地雷敷設地域の位置並びに各地雷敷設地域における対人地雷の型式ごとの数量及び敷設された時期に関する可能な限りの詳細
(d) 第三条の規定に従い、地雷の探知、除去若しくは廃棄の技術の開発及び訓練のために保有しており若しくは移譲した対人地雷又は廃棄のために移譲した対人地雷のすべての型式、数量及び可能な場合にはロット番号並びに対人地雷を保有し又は移譲するとを自国によって認められた機関
(e) 対人地雷生産施設の転換又は稼働の停止のための計画の状況
(f) 第四条及び第五条の規定に基づく対人地雷の廃棄のための計画の状況(廃棄に用いる方法、廃棄を行うすべての場所の位置並びに安全及び環境についての適用可能な基準であって廃棄に際して従う必要のあるものの詳細を含む)。

(g) この条約が自国について効力を生じた後に廃棄されたすべての対人地雷の型式及び数量(第四条及び第五条の規定に従ってそれぞれ廃棄された対人地雷の型式ごとの数量並びに第四条の規定に従って廃棄された対人地雷については、可能な場合には、型式ごとのロット番号の内訳を含む)。
(h) 自国の生産した対人地雷の各型式の技術上の特徴(判明しているものに限る。)及び自国がその時点で所有し又は占有する対人地雷の各型式の技術上の特徴であって、合理的に可能である場合には、対人地雷の識別及び除去を容易にすることができるような情報を与えるもの。この情報には、少なくとも、寸法、信管、使用されている火薬及び金属、カラー写真その他の情報であって地雷の除去を容易にすることができるものを含める。

(i) 第五条2の規定に従って特定されたすべての地域に關して住民に対する迅速かつ効果的な警告を発するためにとられた措置
2 締約国は、この条の規定に従って提供する情報につき、直近の暦年を対象として毎年更新し、毎年四月三十日までに国際連合事務総長に報告する。

3 国際連合事務総長は、受領した報告のすべてを全締約国に送付する。
第八條 遵守の促進及び遵守についての説明
1 締約国は、この条約の実施に關して相互に協

1 締約国は、この条約の実施に關して相互に協

1 締約国は、この条約の実施に關して相互に協

1 締約国は、この条約の実施に關して相互に協

議し及び協力し並びに締約国がこの条約に基づく義務を履行することを促進するために協調の精神に基づいて協力することを合意する。

2 一又は二以上の締約国は、他の締約国によるこの条約の遵守に関連する問題を明らかにし及びその解決を求めることを希望する場合には、当該他の締約国に対し、国際連合事務総長を通じて、そのような問題についての「説明の要請」を行うことができる。この要請には、すべての適当な情報を添付する。締約国は、濫用を避けるために注意を払い、根拠のない「説明の要請」を慎まなければならない。「説明の要請」を受けた締約国は、要請を行った締約国に対し、国際連合事務総長を通じて、当該問題を明らかにする上で有用なすべての情報を二十八日以内に提供する。

3 要請を行った締約国は、2に規定する期間内に国際連合事務総長を通じて回答が得られなかったとき又は「説明の要請」に対する回答が十分でないとき又は、同事務総長を通じて、次の締約国会議に問題を付託することができ、国際連合事務総長は、すべての締約国に対し、付託された問題を、関連する「説明の要請」についてのすべての適当な情報と共に送付する。この情報は、要請を受けた締約国にすべて提示されるものとし、当該要請を受けた締約国は、意見を述べる権利を有する。

4 いずれの関係締約国も、締約国によるいずれ

かの会議が招集されるまでの間、国際連合事務総長に対し、要請された説明を促進するためのあつせんを行うよう要請することができる。

5 要請を行った締約国は、国際連合事務総長を通じて、問題を検討するための締約国特別会議の招集を提案することができる。国際連合事務総長は、直ちに、すべての締約国に対し、その提案及び関係締約国が提出したすべての情報を送付するものとし、締約国による当該問題の審議のための締約国特別会議の開催に賛成するかどうかを示すよう要請する。その送付の日から十四日以内に締約国の三分の一以上が当該締約国特別会議の開催に賛成する場合には、国際連合事務総長は、その後の十四日以内に当該締約国特別会議を招集する。当該締約国特別会議には、締約国の過半数が出席していなければならない。

6 締約国会議又は締約国特別会議は、関係締約国が提出したすべての情報を考慮の上、問題を更に検討するかどうかをまず決定する。締約国会議又は締約国特別会議は、コンセンサス方式によって決定を行うようあらゆる努力を払うものとし、この決定を行うためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しなかったときは、出席しかつ投票する締約国の過半数による議決で決定を行う。

7 すべての締約国は、締約国会議又は締約国特別会議による問題の検討(8の規定に従って決

定される事実調査使節団の設置を含む。)を行うため、これらの会議に十分に協力する。

8 締約国会議又は締約国特別会議は、問題を更に明らかにする必要がある場合には、出席しかつ投票する締約国の過半数による議決で事実調査使節団の設置及びその任務を決定する。要請を受けた締約国は、いつでも、自国の領域への事実調査使節団の派遣を招請することができる。この場合においては、事実調査使節団は、締約国会議又は締約国特別会議の決定によることなく設置されるものとする。事実調査使節団は、9及び10の規定に従って指名され及び承認される九人以内の専門家に構成されるものとし、遵守について申し立てられた問題に直接関連する地点その他の場所であつて、要請を受けた締約国の管轄又は管理の下にある場所において、追加的な情報を収集することができる。

9 国際連合事務総長は、資格を有する専門家の氏名、国籍その他関連するデータを記載した単一の名簿を、各締約国の提供する名簿に基づいて作成し及び改定し、並びにこれをすべての締約国に送付する。この単一の名簿に含められる専門家は、いずれかの締約国が書面により受け入れられない旨を宣言する場合を除くほか、すべての事実調査使節団のために指名されたものとみなす。受け入れられない場合には、受け入れられない旨が個別の事実調査使節団のための専門家の任命に先立って宣言されたときに限

り、当該専門家は、受け入れられない旨の宣言を行った締約国の領域内又はその管轄若しくは管理の下にあるその他の場所において、当該事実調査使節団に参加しない。

10 国際連合事務総長は、締約国会議又は締約国特別会議の求めに応じ、要請を受けた締約国と協議した後、事実調査使節団の構成員(使節団の長を含む。)を任命する。関係する事実調査使節団の設置を決定するよう求めた締約国又は当該事実調査使節団により直接影響を受ける締約国の国民については、当該事実調査使節団に任命してはならない。事実調査使節団の構成員は、千九百四十六年一月十三日に採択された国際連合の特権及び免除に関する条約第六条にいう特権及び免除を享受する。

11 事実調査使節団の構成員は、できる限り速やかに、かつ、七十二時間前までに通告した上で、要請を受けた締約国の領域に到着する。要請を受けた締約国は、事実調査使節団を受け入れ、輸送し及び宿泊させるために必要な行政上の措置をとり、並びに当該事実調査使節団が自国の管理の下にある領域にある間は当該事実調査使節団の安全を可能な最大限度まで確保する。

12 事実調査使節団は、要請を受けた締約国の主権を害することなく、必要な装置を、遵守について申し立てられた問題に関する情報を収集するためにのみ使用することを条件として、当該

要請を受けた締約国の領域内に持ち込むことができる。事実調査使節団は、その到着に先立ち、要請を受けた締約国に対して、自己の任務の遂行において使用することとしている装置について通報する。

13 要請を受けた締約国は、事実調査使節団に対し遵守について申し立てられた問題に関連する情報を提供することができるすべての者と話す機会を与えることを確保するためにあらゆる努力を払う。

14 要請を受けた締約国は、事実調査使節団に対し自国の管理の下にあるすべての地域及び施設であつて遵守についての問題に関連する事実を収集することができると予想されるものへのアクセスを認める。ただし、要請を受けた締約国が次の事項のために必要と認める措置をとることを妨げるものではない。要請を受けた締約国は、当該措置をとる場合には、この条約を遵守していることを代替的な手段により明らかにするためにあらゆる合理的な努力を払う。

(a) 機微に係る装置、情報及び地域の保護
(b) 要請を受けた締約国が財産権その他の憲法上の権利並びに捜索及び押収について負う憲法上の義務の保護

(c) 事実調査使節団の構成員の防護及び安全
15 事実調査使節団は、別段の合意がある場合を除くほか、要請を受けた締約国の領域内に十四日以内(特定の施設については七日以内)の間滞在することができない。

在することができない。

16 秘密のものとして提供され、かつ、事実調査の対象である事項に関連しないすべての情報については、秘密のものとして取り扱う。

17 事実調査使節団は、締約国会議又は締約国特別会議に対し、国際連合事務総長を通じて、その調査結果を報告する。

18 締約国会議又は締約国特別会議は、すべての関連する情報(事実調査使節団が提出した報告を含む)を検討するものとし、要請を受けた締約国に対し遵守についての問題を特定の期間内に取り扱う措置をとるよう求めることができる。当該要請を受けた締約国は、その求めに応じてとつたすべての措置について報告する。

19 締約国会議又は締約国特別会議は、関係締約国に対し、検討中の問題を一層明らかにし又は解決するための方法及び手段(国際法に適合する適当な手続の開始を含む)を提案することができる。締約国会議又は締約国特別会議は、問題となつてゐる事項が要請を受けた締約国にとってやむを得ない事情によるものであると認める場合には、適当な措置(第六条に規定する協力のための措置の利用を含む)を勧告することができる。

20 締約国会議又は締約国特別会議は、18及び19に規定する決定をコンセンサス方式によつて行うようあらゆる努力を払うものとし、合意に達しなかったときは、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で当該決定を行う。

の三分の二以上の多数による議決で当該決定を行う。

第九条 国内の実施措置

締約国は、この条約によつて締約国に対して禁止されている活動であつて、自国の管轄若しくは管理の下にある者によるもの又は自国の管轄若しくは管理の下にある領域におけるものを防止し及び抑止するため、立法上、行政上その他のあらゆる適当な措置(罰則を設けるを含む)をとる。

第十条 紛争の解決

1 締約国は、この条約の適用又は解釈に関して生ずる紛争を解決するため、相互に協議し及び協力する。締約国は、締約国会議に当該紛争を提起することができる。

2 締約国会議は、適当と認める手段(あつせんを提供すること、紛争当事国である締約国に対し当該締約国が選択する解決のための手続を開始するよう要請すること及び合意された手続に従つて解決するための期限を勧告することを含む)により、紛争の解決に貢献することができる。

3 この条の規定は、遵守の促進及び遵守についての説明に関するこの条約の規定を害するものではない。

第十一条 締約国会議

1 締約国は、この条約の適用又は実施につき次の事項を含む問題を検討するために定期的に会合する。

(a) この条約の運用及び締結状況
(b) この条約の規定に従つて提出される報告から生ずる問題

(c) 第八条の規定に従つて行われる国際的な協力及び援助
(d) 対人地雷を除去する技術の開発

(e) 第八条の規定に基づき締約国により付託された問題
(f) 第五条に規定する締約国の要請に関する決定

2 第一回締約国会議については、この条約が効力を生じた後一年以内に国際連合事務総長が招集する。その後の締約国会議は、第一回検討会議が開催されるまでの間においては毎年、国際連合事務総長が招集する。

3 国際連合事務総長は、第八条に規定する条件に従つて締約国特別会議を招集する。

4 締約国会議及び締約国特別会議には、この条約の締約国でない国、国際連合その他関連する国際機関、地域的機関、赤十字国際委員会及び関連する非政府機関に、合意される手続規則に従いオブザーバーとして出席するよう招請することができる。

第十二条 検討会議

1 検討会議は、この条約の効力発生の五年後に国際連合事務総長が招集する。その後の検討会議は、一又は二以上の締約国の要請があつた場合には、検討会議の間隔をいかなる場合にも五

年以上とすることを条件として、国際連合事務総長が招集する。この条約のすべての締約国は、検討会議に招請されるものとする。

2 検討会議の目的は、次のとおりとする。

(a) この条約の運用及び締結状況を検討すること。

(b) 前条2にいう締約国会議を更に開催する必要性及び会議の間隔を検討すること。

(c) 第五条に規定する締約国の要請について決定すること。

(d) 必要な場合には、この条約の実施に関する結論を最終報告において採択すること。

3 検討会議には、この条約の締約国でない国、国際連合その他の関連する国際機関、地域的機関、赤十字国際委員会及び関連する非政府機関に、合意される手続規則に従いオブザーバーとして出席するよう招請することができる。

第十三条 改正

1 いずれの締約国も、この条約が効力を生じた後いつでもこの条約の改正を提案することができる。改正のための提案については、寄託者に通報するものとし、寄託者は、当該改正のための提案をすべての締約国に対して回章に付し、当該改正のための提案を検討するために改正会議を開催すべきかどうかについての締約国の見解を求める。寄託者は、締約国の過半数が当該改正のための提案を更に検討することを支持する旨を当該改正のための提案の回章の後三十日以内に寄託者に通報する場合には、すべての締約国が招請される改正会議を招集する。

2 改正会議には、この条約の締約国でない国、国際連合その他の関連する国際機関、地域的機関、赤十字国際委員会及び関連する非政府機関に、合意される手続規則に従いオブザーバーとして出席するよう招請することができる。

第十四条 費用

1 締約国会議、締約国特別会議、検討会議及び改正会議の費用については、適切に調整された国際連合の分担率に従い、締約国及びこれらの会議に参加するこの条約の締約国でない国が負担する。

2 第七条及び第八条の規定により国際連合事務総長が要する費用並びに事実調査使節団の費用

3 改正会議は、締約国の過半数が一層早期の開催を要請する場合を除くほか、締約国会議又は検討会議の後直ちに開催する。

4 改正は、改正会議に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。寄託者は、採択された改正を締約国に通報する。

5 改正は、締約国の過半数が受諾書を寄託者に寄託した時に、改正を受諾したすべての締約国について効力を生ずるものとし、その後改正の受諾書を寄託する他の締約国については、受諾書の寄託の日に効力を生ずる。

1 この条約は、四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された月の初日に効力を生ずる。

第十五条 署名

1 千九百九十七年九月十八日にノールウェーのオスロで作成されたこの条約は、千九百九十七年十二月三日及び四日にカナダのオタワにおいて並びに千九百九十七年十二月五日からその効力発生までの期間はニューヨークにある国際連合本部においてすべての国による署名のために開放しておく。

第十六条 批准、受諾、承認又は加入

1 この条約は、署名国によって批准され、受諾され又は承認されなければならない。

2 この条約は、この条約に署名しなかった国による加入のために開放しておく。

3 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

第十七条 効力発生

1 この条約は、四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された月の初日に効力を生ずる。

第十八条 暫定的適用

いづれの国も、自国の批准、受諾、承認又は加入の時に、この条約の効力発生までの間第一条の規定を暫定的に適用する旨を宣言することができる。

1 この条約の有効期間は、無期限とする。

第十九条 留保

この条約の各条の規定については、留保を付することができない。

第二十条 有効期間及び脱退

1 この条約の有効期間は、無期限とする。

2 締約国は、その主権を行使してこの条約から脱退する権利を有する。この権利を行使する締約国は、他のすべての締約国、寄託者及び国際連合安全保障理事会に対してその旨を通告する。脱退の通告には、脱退しようとする理由についての十分な説明を記載する。

3 脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した後六箇月で効力を生ずる。ただし、脱退する締約国が当該六箇月の期間の満了の時において武力紛争に巻き込まれている場合には、脱退は、武力紛争の終了の時まで効力を生じない。

4 この条約からの締約国の脱退は、国際法の関連規則に基づく義務を引き続き履行することについての国の義務に何ら影響を及ぼすものではない。

第二十一条 寄託者

国際連合事務総長は、ここに、この条約の寄託者として指名される。

平成十年九月二十九日 衆議院會議録第十四号

対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

一四

第二十二条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。この条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

近年、地域紛争中に敷設された対人地雷のために、紛争中のみならず紛争終結後も一般市民が被害者となる例が多く見られ、人道上の問題となるとともに、紛争終結後の復興にとって大きな障害となっている。このため、国際社会においては、このような対人地雷の問題が緊急に解決すべき課題として位置付けられ、紛争終結後の対人地雷の除去活動や対人地雷の被害者への支援活動が強化されるとともに、対人地雷そのものの規制強化が不可欠との認識が高まってきた。

国際連合においては、平成五年から平成七年にかけて対人地雷の輸出停止を求める決議が毎年コンセンサスで採択されてきた。また、平成七年から平成八年にかけてジュネーブにおいて、「過度に被害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約」の再検討会議が開催された結果、同条約に附属する「地雷、ブー

ビートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書」の改正が採択され、対人地雷の使用等の制限が強化されることとなった。

他方、対人地雷の問題の解決のためには、対人地雷の使用の規制を強化するだけではなく、使用、生産、貯蔵等の禁止が重要であるとの気運が高まり、カナダ政府が平成八年十月にオタワで開催した対人地雷に関する国際会議において、対人地雷禁止のための国際的な合意を可能な限り早期に成立させることを求めるオタワ宣言が採択された。その後、いわゆるオタワ・プロセスの名の下に、主要な推進国の主催により一連の会合が開催された。

平成九年九月一日から十八日にかけて開催されたオスロ会議は、対人地雷禁止条約の交渉のための外交会議として、ノールウェー政府の主権によりオスロで開催されたものであり、八十九箇国の正式参加の下、最終日の九月十八日にこの条約を採択した。この条約の署名式は、同年十二月三日及び四日にカナダのオタワで開催され、我が国も署名を行った。

本条約は、対人地雷の使用、生産、保有、移譲等の禁止及び廃棄の義務について規定し、あわせて条約上の義務の実施を確保するための事実調査制度等について規定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 締約国は、対人地雷の使用、開発、生産、

取得、貯蔵、保有及び移譲並びにこの条約によって禁止されている活動に対する援助、奨励及び勧誘を行わないことを約束すること。

2 締約国は、この条約に従ってすべての対人地雷を廃棄し又はその廃棄を確保することを約束すること。

3 締約国は、自国が所有し若しくは占有する又は自国の管轄若しくは管理の下にあるすべての貯蔵されている対人地雷につき、この条約が自国について効力を生じた後できる限り速やかに、遅くとも四年以内に、廃棄し又はその廃棄を確保することを約束すること。

4 締約国は、自国の管轄又は管理の下にある地雷敷設地域におけるすべての対人地雷につき、この条約が自国について効力を生じた後できる限り速やかに、遅くとも十年以内に、廃棄し又はその廃棄を確保することを約束すること。

5 締約国は、地雷の除去の方法に関連する装置等を可能な最大限度まで交換することを含むことを約束し、可能な場合には地雷による被害者の治療、地雷の除去及び廃棄等のための援助を提供すること。

6 締約国は、国際連合事務総長に対し、自国が貯蔵している対人地雷の総数、廃棄の計画の状況、廃棄された対人地雷の数量等を、この条約が自国について効力を生じた後できる限り速やかに、遅くとも百八十日以内に報告

し、これを毎年更新すること。

7 締約国は、他の締約国によるこの条約の遵守に関連する問題を明らかにし及び解決するため、当該他の締約国に対して説明を要請することができ、要請を行った締約国は、期間内に回答が得られなかった場合等には、締約国会議に問題を付託することができること。

8 締約国会議等は、議決に基づいて事実調査使節団の設置及び任務を決定し、要請を受けた締約国は、自国に派遣された事実調査使節団に対し、自国の管理の下にある関連する地域及び施設へのアクセスを認めること。

9 締約国会議等は、事実調査使節団が提出した報告を含む関連情報を検討し、要請を受けた締約国に対し遵守についての問題を取り扱う措置をとるよう求めることができること。

なお、本条約は、四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後に批准書、承認書、承認書又は加入書を寄託する国については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後六番目の月の初日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、対人地雷の全面的禁止に向けた国際的協力を促進するとの見地か

ら有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、分担金の額が決定した後、一般会計外務省所管に所要経費が計上されることとなる。
右報告する。

平成十年九月二十五日

外務委員長 中馬 弘毅

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
東京一〇五
番四番地
大蔵省印刷局
電話
03
(3587)
4294
定価
本号一
部
送料
別
一〇
五
円